【環境省暫定訳】

アゾレス自治区議会

自治区議会令 2012年3月20日 No.9/2012/A

科学的目的でのアゾレス自治区の自然資源の取得及び利用の法令

アゾレス自治区には自身の法令に自然資源の試料の取得の機会、特に科学的目的での

取得に特化した規定はない。

しかし、アゾレス諸島の遺伝遺産および自然遺産には地域及び国家の社会経済的発展

の基礎を築く甚大な可能性がある。

実際、この自治区には特有の自然資源の存在が確認されており、自然科学界からも国

際社会からも関心が寄せられている。しかし、その孤立的性質と人による居住と土地

利用の方法によりそれらの資源は非常に傷つきやすく限りあるものとなったため、こ

の地域の自然遺産の保護と保全には努力が払われることが重要である。

アゾレス自治区にとってここで行われる、もしくはその自然資源をもとに行われる科

学的研究活動がそれらの自然資源、その成立過程、構成要素、潜在能力についての科

学的知識を深めることに貢献することは重要であるが、同時にその保護及び保全には

注意を払い、その研究から生じる利益の公正かつ衡平な配分が保障されることが求め

られる。

配分と革新の必要性が増大している社会において科学技術の領域は、変化が最も早く、

新しい材料や知識の開拓が求められる分野の一つである。様々な科学分野が、その構

成物と特徴を分析するために、微生物、並びに動植物、土壌、鉱物の試料の利用を必

要としている。

この数十年間、自然資源に関する研究は、新たな財やサービスを発見しながら経済や

社会の発展及び生活の質の向上に欠かせないものとなってきた。さらに、こうした活

動は自然現象が直接又は間接的に人間に与える影響についての理解を向上させてきた。

原文タイトル:

自然資源はその重要性により評価され、現在の世代の必要を満たすだけでなく将来の世代においても同様にそれが確保されるような持続可能な方法で利用されなければならない。これらの資源の利用規則の制定は、これが重要視されるための理想的な予防的手段である。

既存の法律文書に定められた規則は、国際的にも国内的にもまず研究プロジェクトの成果(知的所有権、特許他)を想定したものであり、試料の収集といった研究の過程で生じる副次的な活動が想定されていない。

科学的研究活動、すなわち試料の収集の許可やライセンスは、通常は保護規定によって、ある特定地域の生態系全体を保護するため、又は対象とすべき微生物や特定の動植物種を保護するため、そして自然資源の経済的潜在能力を保護するために必要とされるものである。

国際法及び共同体法レベルでこれらすべて、すなわち生物多様性について適用される 唯一の国際条約は、ポルトガルも法令 No.21/93/6月21日で締結している「生物多様性条約」(CBD) のみである。

CBD は 1992 年にリオデジャネイロで開催された「地球サミット」で承認され、1993 年 12 月に発効し、生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目指している。

CBD の成果として、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」が、2010年10月18日から29日の間に日本の名古屋で開催された最近の締約国会議期間中に締約国によって採択された。

名古屋議定書の目的は、遺伝資源の適切な取得と当該関連の技術の適当な移転による遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分であり、それらの資源や技術に対する全ての権利を考慮し、またそれによってミレニアム開発目標の達成に貢献することである。

名古屋議定書はまた、遺伝資源の提供者と利用者との間の相互に合意する条件についての交渉における衡平及び公正を促進することの重要性についても強調し、締約国が遺伝資源の取得、利益の配分及び履行・適合に関連する措置を取るよう基本的な義務を定めている。取得の条件としては、法的な確実性、明確性及び透明性に基づきながら公正な、かつ恣意的でない規則及び手続きを定め、事前の情報に基づく同意と相互に合意する条件のための明確な規則及び手続きを定め、取得の機会の提供の際に許可証又はこれに相当するものを発給することについて定め、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し奨励するための条件を整え、人、動物又は植物の健康に脅威又は損害を与える現在の又は差し迫った緊急事態に対し保護を与え、食料、農業及び食糧安全保障のための遺伝資源の重要性を考慮することを基本としている。

さらに名古屋議定書では、利益の配分に関する国際及び国内の措置は、遺伝資源の遺伝的及び生化学的構成に関する研究や開発、またその後の応用や商業化から生じる利益の配分を確保するよう定められるべきであると示されている。配分は相互に合意する条件で行われ、利益は金銭的であっても非金銭的であってもよいとされている。

一方、名古屋議定書では、遺伝資源を提供する締約国の国内の法令又は規則の遵守を 支援するための特定の義務や相互に合意された条件を反映した契約上の義務について、 締約国は、その管轄内で使用される遺伝資源が事前の情報に基づく合意に沿って取得 されたものであり、もう一方の契約国の求めに応じて相互に合意された条件が確立さ れていることを確保する措置をとらなければならない、としている。

アゾレス自治区は特別な地域であり、その隔離性と独特の地形学的性質に顕著な特徴がある。これらの性質は非常に価値のある生物多様性の発展のための特別な条件をも作り出した。諸島の島々は地理的、形態的に大変多様な外観をもち、その火山性の自然は多彩な洞穴学的遺産の存在を示している。

それゆえ、この地域の自然資源は遺伝資源の面だけでなく全体として唯一無二の性質

をもったものと捉えられるべきである。

この重要性を認識しつつ、この法令はこれ以降、名古屋議定書で言及された枠を出て、 遺伝資源だけにとどまることなく地域のすべての自然資源を対象としながら、なおか つ議定書の勧告にも従う内容となっている。

生物資源及び遺伝資源の利用に関連する伝統的知識に関する事項は、それに特化した法制度で扱われるべきであるためこの法令で規定する法制度には含まれない。

その環境システムの関係性と構成要素の複雑さ、またその幾つかの性質についての科学的知識の脆弱さ、そして多彩な自然資源のストックに対しここで行われるあらゆる活動の影響はまだ不確実性を残していることが、ここで今定められた法令を正当化する。同時に、知識の吸収力をあげ、技術領域の革新をすすめ、バイオテクノロジー市場の要求に応じるためには、地平を広げ新しい仕事の材料や資源を探さなければならない。

こうした要素を総合的にみれば、さまざまなレベルの不確実性があるとき、それを受け入れるために必要な柔軟性を持てる規制の適用が必要であることがわかる。

最後に、ここに今示されたこれらの規則の、いつでも必要であれば例外的な状況を想定できるという革新的で野心的であるとすらいえる性質を挙げておくことが重要である。

第1章

総則

第1条

目的と範囲

- 1. この法令はアゾレス自治区(以下 RAA)の以下に関する法制度について規定 する。
 - a) 科学的目的での、生物資源並びに遺伝資源、及びその派生物、副産物、大気、 水、鉱物、土壌を含む自然資源の取得
 - b) 科学的目的での、収集又は取得した自然資源の移動
 - c) 科学的目的で収集又は取得した自然資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平 な配分
- 2. この法令の適用範囲はすべての個人又は集団、公人又は私人、自国民又は外国人、また行政機関である。
- 3. この法令は公海を含む RAA の公的領域及び私的領域で効力を持つ。
- 4. この法令によって決められた法制度は自然保全及び生物多様性保護に関する 地域の法律や、取得する資源の性質に関連して適応される他の特別な法令との同時 適用を妨げるものではない。
- 5. 名古屋議定書によって定められた遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得、並 びにそこから生ずる利益の公正かつ衡平な配分はこの法令の適用範囲から除く。

第2条

定義

この法令では以下のように理解される。

- a) 「試料」とは、構成要素や特徴の分析のために収集されたある生物群又は母集 団の部分集合をいう。
- b) 「サンプリング」とは一つ又は複数の試料を作ることをいう。
- c) 「指定区域」とは自治区領土の中で、自然と生物多様性の保全の重要性のため に地理的に決定、限定された区域で特別な規制の対象となる区域をいう。
- d) 「生物多様性」又は「生物の多様性」とはすべての起源の、とりわけ、地上生態系、海洋生態系、その他の水中生態系ならびにそれらが属する生態複合体を含む生物の多様性と、それぞれの種の中、種と種の間、生態系間での多様性を含む。
- e) 「派生物」とは生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生 ずる自然に起こる生化学的化合物で、遺伝の機能的な単位を有していないもの

を含む。

- f) 「アゾレス自治区の私的領域」とは法律番号1月12日2/2009で承認されたア ゾレス自治区政治行政基本法第24条を想定する。
- g) 「公海」は法律番号 11 月 15 日 54/2005 で承認された第 3 条を想定する。
- h) 「アゾレス自治区の公的領域」は法律番号 1 月 12 日 2/2009 で承認されたアゾレス自治区政治行政基本法第 22 条を想定し、公海を含む。
- i) 「科学的目的」とは決められた協定や他の必要な基準に従い、一般的には学術、 企業での利用、又はその他の種類の機関(研究所、センター等)で行われる研 究プロジェクトのための利用をいう。
- j) 「私的所有権」とはその人に属する有形物、動産又は不動産の使用、所有、処分の完全で排他的な権力の享受を、法の範囲内でそれが負わせる制限を遵守するのであれば、その権利者が保証される権利をいう。
- k) 「名古屋議定書」とは 2010 年に名古屋で開催された国際会議で「生物多様性 条約」の締約国によって採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の 取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する議定書」 のことをいう。
- 1) 「生物資源」とは、遺伝資源、有機体、又はその一部、生物群、又はそれ以外 のあらゆる価値又は現在的又は潜在的有用性のある生物的構成要素をいう。
- m) 「遺伝資源」とは現実的又は潜在的価値のある遺伝素材をいう。
- n) 「自然資源」とは生物資源並びに遺伝資源、及びその派生物、副産物、大気、 水、鉱物、土壌を含む、人間にとって有用な自然環境構成要素をいう。
- o) 「発送」とは自然資源の試料の一つ、又はその部分を RAA の地理的境界の外 へ送ることをいう。
- p) 「副産物」とは生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の操作による副 次的な結果として生ずる生化学的化合物をいう。
- q) 「移転」とは RAA で収集した又は取得した自然資源の試料の一つ、又はその 部分の譲渡をいう。
- r) 「移動」とは自然資源の試料の一つ、又はその部分を RAA の地理的境界の外 へ移動させることをいう。

第3条

原則

この法令によって決められた法制度は以下の原則に従う。

- a) 地域、国内、国際レベルでの、RAAの自然資源の取得を通じた貢献、情報提供 及び科学的活動の発展への支援の義務を果たす協力原則
- b) 科学的目的で RAA の自然資源の利用に関心のあるすべての人に対する同等の 機会を確保する取得の機会の均等原則
- c) 体系的データ収集を促進し、関心のある市民、地域、国内、海外の管轄の組織 も情報が得られるよう促す情報提供原則
- d) 自然資源の質や特徴を変化させる状況を予測し、備えながら、知識の不備又は 介入能力に対し注意深い姿勢で臨み、RAAの自然資源に対するリスクと負の影響を最小にする予防と警戒原則
- e) RAA の自然資源の質や特徴に対する自分の行動の直接的、間接的影響の責任を 実行者が引き受ける責任原則

第4条

自然資源の保存、保護、促進

- 1. 環境の防護、自然及び自然資源の保護と重視に関する RAA の基本的な任務を 定める。
- 2. アゾレスの自然資源及びその知識の調査、保護、促進、広報について RAA 及び関係独立行政機関の義務を定める。
- 3. 全ての人々の義務を定める。
 - a) 自然資源をその全体性を損なわないよう保存する。
 - b) 自身の法的権限の範囲でとりわけその破壊、損傷、損失を防ぎながら自然資源 を防御及び保全する。
 - c) 自然資源の特性を損ねないよう、それぞれの能力に応じてその広報、享受、充 実を目指して行動しながらその価値を高める。

第2章

自然資源の取得

第1部

取得の制度

第5条

制度

- 1. 科学的目的での自然資源の取得はこの法令及びそれを発展させた規則に決められた通り行われる。
- 2. 自然資源の取得はその機能、安全、保護、保全上の要件に沿った形で行われる。
- 3. 自然資源が私有地内又はその他の利用権の範囲内、もしくはそれ以外のこの法令の第1条第3項に定められた範囲外の所有権内にあるとき、その取得は以下のそれぞれの間での個別の契約によって決められる。
 - a) 資源のある建物の権利者と RAA の間
 - b) 資源のある建物の権利者と取得したい個人との間
- 4. 前項 a)で想定される状況では、この法令の規定及びそれを発展させた規則が適用される。
- 5. 第3項b)で想定される状況では、第4条第3項に定められた場合を除いて、両者の間に交わされる契約はその資源の性質によって特別に作られる法律の定めが他にない限り、専用の法令で決められる自然資源の取得の自発的通知の仕組みの対象となる。
- 6. 第3項 b)で想定されるすべての状況で、一意の識別名の要求がある場合には、 この法令の第 12 条の規定を適用する。

第6条

取得の特別な制限

- 1. この法令及びそれを発展させた規則によって決められた自然資源の取得に対する制限を脅かさないのであれば、次の場合には、比例の原則を尊重しながら取得の特別制限を定めることができる。
 - a) その自然資源が保護や維持の対象であるとき、すなわちポルトガルが締結している環境分野の国際的条約で保護されている種や生息地であるとき。
 - b) 取得しようとする自然資源が位置するところが指定区域で目的に緊急性がある とき又はその場所に他の保護法規があるとき
 - c) その他、自然資源が非常に繊細な状況であったり注意深い利用が必要であったりする場合はすべて、公的利益を考慮し、自治区政府の科学技術管轄部署が、 資源の性質に応じた自治区の管轄部署に聞き取りを行い決定する。

2. 前項の取得の特別制限の適用については自治区政府の科学技術担当者を派遣して決定される。

第2部

試料の取得

第7条

事前の情報に基づく合意

- 1. 科学的目的での自然資源の取得は事前の情報に基づく合意によって行われる。
- 2. 事前の情報に基づく合意はライセンス又は行政許可の付与によって行われる。
- 3. 事前の情報に基づく合意は、事前の情報に基づく合意の証明書によって法的に 認められる。この証明書は以降「CCPI」と表される。
- 4. ライセンス又は行政許可の付与及び CCPI 発行の手続きは、それらの各々の内容の決定と同様、この法令の規定を発展させた規則によって決定されるものである。

第8条

ライセンスと行政許可

- 1. 取得される自然資源の性質や所在地について以下のことが確認できるときは 必ず行政ライセンスが発行される。
 - a) 自然資源が指定区域にあるとき
 - b) 自然資源が保護種又は保護生息地のリストに入っているとき、且つ/又は
 - c) 自然資源がその性質や所在地によって特定の法律の規制を受けるとき
- 2. 前項で想定される状況が見られないときは行政許可が発行される。

第9条

権限

- 1. 科学的目的での自然資源の取得に対する行政ライセンスの付与の権限は、取得される自然資源の性質や所在地に応じた自治区の管轄部署に与えられる。
- 2. 科学的目的での自然資源の取得に対する行政許可の付与の権限は、科学技術を管轄する自治区の管轄部署に限定される。
- 3. 第7条第3項に記載された CCPI の付与については科学技術を管轄する自治区の管轄部署に権限がある。

第 10 条

CCPI の有効期限

第7条第3項に記載された CCPI はその中に有効期限の記載があり、この法令の規定を発展させた規則によって決められる条件により更新することができる。

第 11 条

サンプリング

- 1. 自然資源の科学的目的でのサンプリングは CCPI の名義者がその条件に従って 行うときにのみ認められる。
- 2. サンプリングが実行された後は、CCPI の名義者は、サンプリングした自然資源のリストを作成し、自治区政府の科学技術管轄部署に宛てて提出しなければならない。
- 3. 前項のリストに加え、CCPI の名義者は一意の識別名の付与を依頼する試料を 記載したリストを提出しなければならない。
- 4. 前項のリストと第2項のリストが同じでない場合、CCPIの名義者は第3項にあるリストに記載されていない自然資源の行き先を詳細に記さなければならない。

第 12 条

一意の識別名

- 1. 一意の識別名は、科学的目的のために RAA でサンプリングした/取得した試料を、万国共通の形で識別する方法である。
- 2. 一意の識別名は、それぞれの試料又はその一部について、前条第3項に述べられたリストで依頼することによって付与され、それぞれのラベルと対応させる。
- 3. 科学的目的のために RAA でサンプリングした/取得した試料に対する一意の 識別名の付与は自治区政府の科学技術管轄部署が管轄する。

第 13 条

適合証明書

1. 適合証明書とは、対象となる自然資源の試料が CCPI 及び一意の識別名を持つこと、並びにその利用の条件、すなわち CCPI が発行された利用目的を尊重する義

務があることを示したものである。

2. 適合証明書の有効期限は 10 年であり、証明書の条件とこの法令の規定を発展させた規則によって決められる条件を考慮して引き続き同期間で更新することができる。

第14条

発送と移動

- 1. 自然資源の試料又はその一部の発送と移動は適合証明書のコピーが添付されている場合のみ RAA の外へ向けて行うことができる。
- 2. 自然資源の試料又はその一部で適合証明書のコピーが添付されていないもの の発送と移動を行った場合、それらは押収される。
- 3. 前項の場合で押収された自然資源の試料又はその一部はこの法令の規定を発展させた規則によって処理される。

第3章

収集又は取得された自然資源の移転

第 15 条

規制

- 1. サンプリング又は取得された自然資源の試料の移転には受け取り側がそれに 適した法的立場にあることが求められる。
- 2. サンプリング又は取得された自然資源の試料の移転の通知はこの法令の規定 とそれを発展させた規則によって決められた通りに実施される。

第16条

条件

- 1. 適合証明書の名義者はその移転を許可することができるが、必ず移転より前に書面にて、証明書の有効期間内に、その事実を通知しなければならない。
- 2. 前項で言及された通知なしには適合証明書の更新はできない。
- 3. 本条で言及された義務は適合証明書に明示される。

第 4 章

利益の公正かつ衡平な配分

第17条

規制

- 1. 科学的目的でサンプリングが行われた又は取得した自然資源の利用の結果生じた利益の公正かつ衡平な配分はこの法令の規定とそれを発展させた規則によって決められる条件に沿って行われる。
- 2. 科学的目的でサンプリングが行われた、又はこの法令にある規定とそれを発展させた規則に従って取得した生物資源及び遺伝資源の利用の結果として生じた利益の公正かつ衡平な配分は、法令 No.21/93/6月21日で締結した「生物多様性条約」の規定に矛盾してはならない。
- 3. 前項の利益の公正かつ衡平な配分が、この法令とそれを発展させた規定を遵守することによって法令 No. 21/93/6月21日で締結した「生物多様性条約」の規定に矛盾するときには、条約に合わせて解釈を訂正しなければならない。
- 4. 利益の公正かつ衡平な配分は利益の配分の契約者双方で相互に合意する条件 に従う。
- 5. 自治区政府の科学技術を管轄する部署は必ず利益の配分の契約の契約者の一 方でなければならない。
- 6. 第 13 条で言及された適合証明書は利益の配分の契約の設定に従い基本の契約 条件を設定する。
- 7. 利益の配分の契約書はこの法令を発展させた規則によって規制される。

第18条

利益の性質

科学的目的でサンプリングが行われた又は取得した自然資源の利用の結果生じた利益 は様々な性質をもち、金銭的なものでない場合もあり、科学的出版物や自治区政府の 科学技術を管轄する部署に宛てた報告書を通じた科学知識の配分も含まれる。

第5章

有効期限と効力

第19条

有効期限

ライセンス、許可、CCPI、一意の識別名、又は適合証明書の有効期限は現行の適用できる法律および規則に合わせて決められる。

第 20 条

効力

第7条第3項で言及された有効期限が書かれている CCPI 及び第13条で言及された適合証明書はこの法令の規定を発展させた規則によって定められた条件によって更新が可能である。

第6章

監察

第21条

範囲

- 1. 科学的目的での自然資源の取得は行政監察の対象となる。
- 2. 行政監察の実施機関はこの法令を発展させた規則によって定められる。

第 22 条

反則及び付随的制裁

- 1. この法令への違反は罰金が科される反則とみなされ、違反の程度に応じて自治区の法律で決定される。
- 2. 反則の程度及び違反者の責任の程度に応じ自治区の法律で条件が決定される付随的制裁が科されることがある。
- 3. 過失及び未遂は罰せられる。

第 23 条

一般的な反則

自治区の法律の規定に反せず、条例 No. 433/82/10 月 27 日の現行版の条文によって罰することができ、この法令で決められた規定を発展させた規則に違反する行動の実施を反則とする。

第 24 条

罰金の手続きと措置

罰金の手続きと措置は条例 No. 433/8210 月 27 日の現行版の規定によって自治区の法律の規定に反しない形で行われる。

第 25 条

訴訟の開始と予審及び制裁の適用

この法令の範囲で決められた反則についての訴訟の開始と予審を付す権限、並びに相応の罰金及び付随の制裁の適用の権限は、サンプリングが行われる、又は取得される自然資源の性質と所在地によって決められる自治区政府内の管轄の部署の最高責任者が負い、その他の場合には自治区政府の科学技術を管轄する部署の最高責任者が負う。

第7章

最終及び臨時規定

第 26 条

情報に対する権利

関心のある者は誰でも過程について直接知らされる権利がある。

第 27 条

電子プラットフォーム

- この法令で想定される手続きは電子プラットフォームを使いコンピュータによりで行われる。
- 2. 本条で想定する電子プラットフォームは自治区政府の科学技術を管轄する部署のホームページによって決定されるアドレス及び条件で使用可能になる。
- 3. 本条で想定する電子プラットフォームが使用可能になるまでの間、手続きは紙で行われるがその手続きに電子伝達媒体を使うことは許される。

第 28 条

広報

- 1. 自治区政府の科学技術を管轄する部署は前条で言及された電子プラットフォームで広報を行う。
 - a) 発行された CCPI のリストと各々のタイトル

- b) 発行された適合証明書のリストと各々のタイトル
- c) 科学的目的で取得された自然資源の試料のリスト
- d) 科学的目的でサンプリングが行われたまたは取得された自然資源のリスト
- 2. 前条で想定された電子プラットフォームが使用可能になるまでの間は本条で言及された広報は公報で行われることがある。

第29条

名古屋議定書

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の 公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」から国の法制度への移行があった場合、 及びその結果として、この法令によって定められた規則と会わない何らかの方式また は解決策がとられる場合には、その想定される解決策に合うようこの法令の変更を考 慮しなければならない。

第30条

生物多様性条約

この法令の規定とそれを発展させた規則に従ってサンプリングが行われた、又は取得された生物資源及び遺伝資源の利用は法令番号 6月21日21/93で批准された「生物多様性条約」の規定に矛盾してはならない。

第31条

効力発生

この法令は公布の翌日に施行し、これが展開された規則が施行する日に効力を生ずる。

2012年1月24日、オルタにて、アゾレス自治区議会により承認された。

アゾレス自治区議会議長 フランシスコ・マヌエル・コエーリョ・ロペス・カブラル 2012 年 2 月 29 日、アングラ・ド・エロイズモにて署名

公布せよ。

共和国アゾレス自治区代表 ペドロ・マヌエル・ドス・レイス・アルヴェス・カタリ